

宮城県監査委員告示第 1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事等から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成16年5月28日

宮城県監査委員 相 沢 光 哉  
宮城県監査委員 中 沢 幸 男  
宮城県監査委員 阿 部 徹  
宮城県監査委員 日 向 則 子

記

1 監査委員の報告日

平成16年3月25日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成16年4月28日

宮城県教育委員会委員長 平成16年5月14日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 拓桃医療療育センター

イ 監査委員の報告の内容

備品購入契約事務等において、不適切な取扱いが多数認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

年度当初に発注計画を作成し、定期的に発注状況の確認を行うとともに、適正な契約事務の徹底を図るため、出納事務の研修会に積極的に参加するなどにより、職員の資質の向上と研鑽に努めた。また、決裁時における確認の徹底により不適切な事務処理の発生防止対策を講じた。

(2) 農業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

生産物収入において、調定遅延が認められたので、今後再発しない対策を講じる必要がある。

ロ 措置の内容

生産物売り払い代金について、財務規則を遵守するとともに、事務処理手順書を作成し、適切な事務処理に努めることとした。